

1 懲戒処分の種類及び効果等

懲戒の事由

- (1) 国家公務員法若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

懲戒処分の種類及び効果

- (1) 免職
- (2) 停職(1日以上1年以下の期間、職務に従事させず、給与は支給されない)
- (3) 減給(1年以下の期間、俸給の月額5分の1以下に相当する額を給与から減ずる)
- (4) 戒告(その責任を確認し、将来を戒める)

懲戒処分の随伴効果

懲戒処分を受けると、処分の種類に応じて、昇給・昇格や期末・勤勉手当、昇任、退職手当などで不利益な影響を受けます。

懲戒処分の量定

職員が服務上の義務に違反するなど懲戒の事由のいずれかに該当する行為を行った場合には、任命権者は、行為の動機、態様、結果等のほか、処分歴、他の職員及び社会に与える影響等、種々の事情を総合的に考慮の上、免職、停職、減給又は戒告のいずれか一つの処分を行うことができます。

懲戒処分の公表

懲戒処分は、国民への説明責任を果たす観点から、任命権者によって原則として公表されます。